

5 経済センサス・商業

【経済センサス】表 5-1～5-5

国内すべての事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とした統計法に基づく基幹統計調査。

- 注： 1 平成26年7月1日現在で実施された平成26年経済センサス-基礎調査(基幹統計調査、総務省統計局所管)の結果報告による。
- 2 この調査でいう事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。
- (1) 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
 - (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。
- なお、派遣従業者のみの事業所とは当該事業所に所属する従業者が一人もおらず、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいう。
- 3 次に掲げる事業所はこの調査の対象外である。
- (1) 個人で農業、林業、漁業のみを行っているいわゆる農・林・漁家。
 - (2) 個人の家庭で雇用されて家事労働に従事する家事サービス業。
 - (3) 外国公務に属する事業所。
 - (4) 公務に属する事業所。
- 4 従業者とは、調査日現在でその事業所に所属している全ての人をいい、他の会社や別経営の事業所へ派遣している人も含む。
- また、他の会社などの別経営の事業所から派遣されている人は除く。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を得ていなくても従業者とした。
- (1) 常用雇用者：事業所に常時雇用されている人のことで、期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成26年5月と6月(平成26年調査の場合)にそれぞれ18日以上雇用されている人。
 - (2) 臨時雇用者：常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

【商業統計調査】表5-6～

商業を営む事業所について、業種別、従業者規模別、地域別等に事業所数、従業者数、年間商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としている基幹統計調査。

注：平成26年7月1日現在で実施された商業統計調査は経済センサスと合同で平成26年経済センサス-基礎調査・商業統計調査(基幹統計調査)として行われた。